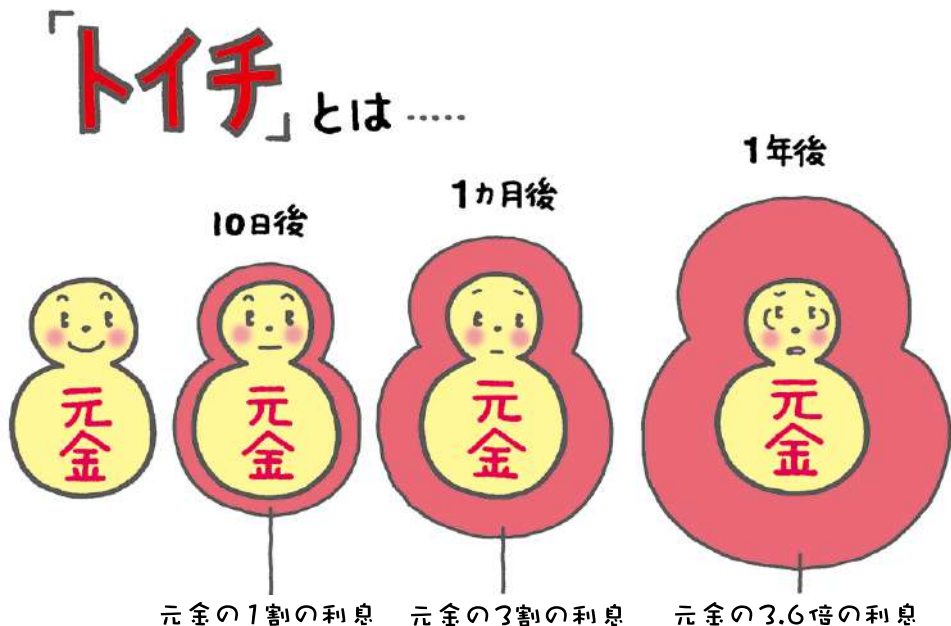


# 5 利息のはなし

## ◆利息の数字にごまかされてはいけません！

「トイチ」という言葉を聞いたことがありますか。10日で1割<sup>わり</sup>の利息を取ることがありますが、暴利<sup>ぼうれい</sup>の代名詞に使われます。「1割」というと低い数字のように聞こえますが、1ヶ月で3割、1年後には元金の3.6倍の利息にふくれあがります。

- 5 利息の表示のしかたにはいろいろありますが、数字の大小や印象（たとえば「1万円借りても利息は1日コーヒー1杯分<sup>ばい</sup>」）だけで判断してはいけません。また、表示の方法がバラバラではわかりにくいので、法律で「実質年率〇〇%」という統一した“ものさし”が決められています。



## 頭の体操 I 雪ダルマ算に挑戦！

【問題】 Tさんは、消費者金融会社のA社から10万円を月1.5%の利息で（1ヶ月間だけ）借りました。あとで返せばいいと考え、翌月、A社に返済する元金と1ヶ月分の利息の合計額をB社から月1.5%の利息で借りてA社に返しました。その翌月も同様のやり方でC社から借りるというようにして、その後もD社、E社、F社……と続けていったとき、4年後には元金と利息の合計はいくらになっているでしょう。

あなたの予想は？

- ① 約13万円   ② 約15万円   ③ 約17万円   ④ 約20万円

（ヒント：月1分5厘<sup>びん</sup>の複利計算です。）

（正解はp.19）



## 頭の体操 2 どちらの利息が高い？

〔問題〕消費者金融会社A社は「10万円借りて日歩4銭の利息」と広告しています。B社のチラシには「10万円を年14%の半年複利で貸します」と書かれています。どちらの利息が高いのでしょうか。1年後の利息を計算してみてください。

（ヒント：「日歩」は、がんぎん元金100円に対する1日の利息のこと。1円は100銭だから、日歩4銭は0.04円の利息。）  
（正解はp.19）

## ◆消費者のための利息制限法を知っていますか？

利息制限法という法律があることを知っていますか？

この法律は、お金を貸した場合の利息について、次のような制限金利を決めています。

貸したお金が10万円未満のとき…………… 年20%  
貸したお金が10万円以上100万円未満のとき …… 年18%  
貸したお金が100万円以上のとき …………… 年15%

5

この金利を超える部分の利息は、払わなくてよいのです。

一方、出資法と呼ばれる法律もあります。この法律は、消費者金融会社などの貸金業者の上限金利を定めています。近年まで、その上限金利は29.2%とされていました（2010年6月まで）。このため、貸金業者は上限の29.2%またはそれに近い金利でお金を貸して

10

このような金利でお金を借りた人は、利息制限法の制限金利を超える部分の利息は本来支払わなくてもよいのですが、借りた人が任意に利息を支払い、かつ貸金業者が法律で定める契約書や領収書を発行している場合には、有効な利息とみなされ（みなし弁済）、支払った利息の返還を請求できないこともありました。

15

このような“利息制限法の制限金利を上回る金利でありながら、出資法の上限金利以下の金利部分”は、“グレーゾーン金利”と呼ばれていました。これに対し、最高裁判所も、2006年以降、みなし弁済の要件を厳格に解釈し、グレーゾーン金利を否定する借り手保護の判決を相次いで出しました。

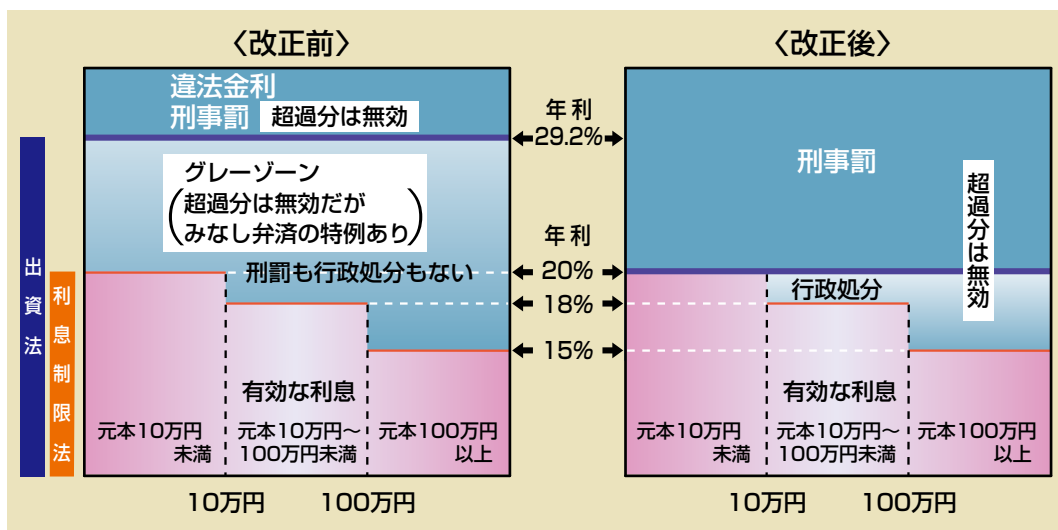
20

# 5 利息のはなし

多重債務問題が深刻化する中で、2006年12月、貸金業法（貸金業規制法、出資法、利息制限法などの改正法）が成立・公布され、その3年半後の2010年6月には完全に施行され、出資法の上限金利は年29.2%から年20%に引き下げられました。みなし弁済の制度も廃止され、p.15のグレーゾーン金利は撤廃されました。

- 5 貸金業者は、利息制限法を超える契約を禁じられ、これに違反すれば行政処分の対象となることになりました。出資法の上限金利20%を超えると、刑事罰の対象ともなります。このことは、消費者としてぜひ知っておきましょう。

## 金利規制の仕組み



## ◆比べてみると…

- 10 貸金業法の施行を背景に、消費者金融会社の貸付金利やクレジット会社のキャッシング手数料（金利）も低下しました。

消費者金融会社の金利を、銀行の金利と比較してみましょう。

消費者金融会社の場合、銀行に比べて最大で9倍もの高い金利となっていて、4年もすれば利息が借りたお金（元金）と同じくらいになってしまいます（p.17の「複利72の法則」をみて下さい）。



	通常の借り入れ金利（1年）	
	2007年6月	2018年12月
消費者金融会社	25～29.2%	15～18%
クレジット会社	25～29.2%（キャッシング） 13%前後（ショッピング）	15～18%（キャッシング） 12～15%（ショッピング）
銀行	3～18%	2～15%

## ◆なぜ、消費者金融会社の利息は高いの？

今は超低金利時代。普通預金の金利は0.001%（2018年12月現在）です。たとえば1,000万円、これだけの大金を預けても1年後の利息は100円（税引き後は80円）。この利息、つまりは私たちが銀行に貸し付けたことによる利息です。一方、私たちが銀行から1,000万円借りると、利率の一番低い住宅ローンでも年利0.5%ほどですから（2018年12月現在）、払わなければならない利息は5万円で、預けたときのなんと500倍にもなります。

しかし、消費者金融会社の金利はもっと高く、年利18%が普通です。なぜ、こんなに金利が違うのでしょうか。銀行、消費者金融会社をふくめて金融サービス業は、借り入れ人の信用やリスク、調達金利などによって貸し付け金利が異なります。消費者金融会社の金利が高いのは、銀行と違って、担保や保証人なしで貸し付けを行うからです。

1000万円  
銀行預金



### 複利72の法則

$72 \div \text{年利} = \text{お金が2倍になる年数}$

(例1) 金利18%でお金を借りた場合

$$72 \div 18 = 4$$

約4年で借りたお金は2倍になります。

(例2) 金利30%（違法）お金を借りた場合

$$72 \div 30 = 2.4$$

約2.4年で借りたお金は2倍になります。